

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

四日市市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）<u>、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）<u>、四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成29年四日市市条例第22号）及び四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則（平成30年四日市市規則第 号）に定めるもの</u>のほか、この規則に定めるところによる。</u></p> <p>(支給認定の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請に係る小学校就学前子どもの保護者が支給認定に該当</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）<u>及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。</u></p> <p>(支給認定の申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請に係る小学校就学前子どもの保護者が支給認定に該当する</p>

すると認めるときは、支給認定証（第2号様式）を、認められないときは、支給認定申請却下通知書（第3号様式）を当該申請に係る保護者に交付するものとする。

第4条 （略）

第5条 （略）

第6条 （略）

と認めるときは、支給認定証（第2号様式）を、認められないときは、支給認定申請却下通知書（第2号様式の2）を当該申請に係る保護者に交付するものとする。

（利用者負担の額）

第4条 利用者負担の額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2項イ（1）若しくはロ（1）又は第3号イ（1））に掲げる政令で定める額を限度として市長が定める額とし、別表のとおりとする。ただし、四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則（昭和38年規則第16号）及び四日市市入所児童の保育委託に関する規則（平成12年規則第30号）に定める保育料についてはこの限りでない。

2 支援法施行規則第7条（支援法施行規則第13条において準用する場合を含む。）の規定による支給認定保護者に対する通知は、保育料決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

第5条 （略）

第6条 （略）

第7条 （略）

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

附 則

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

附 則

(公立幼稚園の利用者負担額)

5 四日市市立幼稚園条例(昭和28年四日市市条例第25号)第2条に規定する幼稚園に入園した、法第19条第1項に該当する支給認定子どもの利用者負担の額については、第4条の規定に関わらず、当分の間、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 利用者負担額

<u>納入義務者の属する世帯の階層区分</u>		<u>利用者負担額</u>
<u>階層区分</u>	<u>定義</u>	<u>(月額)</u> <u>単位：円</u>
<u>第1</u>	<u>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特</u>	<u>0</u>

	定配偶者の自立の支援 に関する法律による支 援給付受給世帯	
第 2	市町村民税所得割非課 税世帯	2, 3 0 0
第 3	市町村民税所得割課税 世帯 課税額 5, 0 0 1 円 未満	5, 1 7 0
第 4	市町村民税所得割課税 世帯 課税額 5, 0 0 1 円 以上 1 0, 0 0 1 円未 満	6, 3 2 0
第 5	市町村民税所得割課税 世帯 課税額 1 0, 0 0 1 円 以上	6, 9 0 0

(2) 多子世帯の利用者負担額

区分	利用者負担額
入園児童と同一の 世帯に属する兄弟 が1人、特定教 育・保育施設若し くは特定地域型保 育事業所、幼稚園、 認定こども園、特 別支援学校幼稚 部、知的障害児通 園施設、難聴幼児 通園施設、肢体不	利用者負担額欄の 各認定区分の額に 1 0 0 分の 5 0 を 乗じて得た額。た だし、第 2 階層は、 利用者負担額を 0 とする。

自由児施設通園部  
若しくは情緒障害  
児短期治療施設通  
所部（以下「保育  
所等」という。）  
に入所若しくは児  
童発達支援を利用  
し、又は小学校（義  
務教育学校の前期  
課程含む。）の第  
1学年から第3学  
年までに在学する  
場合

1の利用者負担額  
算定の基準となる  
市町村民税所得割  
課税額が77,1  
01円未満である  
とき、入園児童と  
生計を一つにする  
兄弟又は次の各号  
に該当する者で当  
該入園児童より早  
く出生した者が1  
人いる場合

ア 当該入所児  
童の保護者に  
監護されてい  
た者

イ 当該入所児  
童の保護者又

利用者負担額欄の  
各認定区分の額に  
100分の50を  
乗じて得た額。た  
だし、第2階層は、  
利用者負担額を0  
とする。

はその配偶者  
の直系卑属(当  
該入所児童の  
保護者に監護  
される者及び  
監護されてい  
た者を除く。)

入園児童と同一の  
世帯の属にする兄  
姉が中学校(義務  
教育学校の後期課  
程含む。)の第3  
学年までに2人以  
上いる場合

0

1の利用者負担額  
算定の基準となる  
市町村民税所得割  
課税額が77,1  
01円未満である  
とき、入園児童と  
生計を一つにする  
兄弟又は次の各号  
に該当する者で当  
該入園児童より早  
く出生した者が2  
人以上いる場合

0

ア 当該入所児  
童の保護者に  
監護されてい  
た者

イ 当該入所児

童の保護者又はその配偶者の直系卑属(当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。)

上記の条件を複数満たす場合

その低額なもの

備考

(1) 利用者負担額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。

(2) 利用者負担額は、複数の要件を満たすときは、その低額なものとする。

(3) 4月分から8月分までの利用者負担額は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担額は、当年度市町村民税の額により算定する。

(4) 表の第3階層から第5階層までにおける「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する所得割(同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)の額をいう。地方税法第3

23条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親(婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。)であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。

(5) 第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担額を0円とし、第3階層において次に掲げる世帯の利用者負担額は、利用者負担額欄の認定区分の額から1,000円を控除した額に100分の50を乗じて得た額、第4階層及び第5階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯は、第2階層の利用者負担額欄の認定区分の額とする。ただし、入園児童と生計を一つにする兄弟又は当該入園児童の保護者又はその配偶者の直系卑属(当該入園児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む)者で当該入園児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入園児童の利用者負担額は0円とする。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯



② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

③ 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 月途中における入退所があった場合の利用者負担額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

利用者負担額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

(7) 利用者負担額に10円未満の端

数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

改正後

改正前

別表（第4条関係）

1 法第19条第1項第1号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担限度額 (月額) 単位：円	
階層 区分	定義	年齢区分	
		満3歳・3歳 児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	400	0
第3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,599円未満	3,900	2,700
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円以上62,851円 未満	6,500	4,800
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 62,851円以上77,101円 未満	11,100	8,200
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円以上144,151 円未満	15,700	11,600

第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額 144,151円以上211,201円未満	17,900	14,000
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額 211,201円以上	23,100	18,200

2 法第19条第1項第2号及び法第19条第1項第3号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層 区分		利用者負担限度額（月額）単位：円 上段の金額：保育標準時間認定 下段（ ）内の金額：保育短時間認定		
階層 区分	定義	年齢区分		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	6,700 (5,600)	4,900 (3,800)	4,200 (3,100)
第3	市町村民税所得割非課税世帯（均等割額のみ）	11,000 (8,500)	7,900 (5,400)	7,300 (4,800)
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円未満	12,200 (9,700)	9,100 (6,600)	8,600 (6,100)
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円	15,600 (13,100)	11,700 (9,200)	10,800 (8,300)

	以上58,800円未満			
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 58,800円 以上97,000円未満	<u>26,400</u> <u>(23,900)</u>	<u>19,300</u> <u>(16,800)</u>	<u>16,800</u> <u>(14,300)</u>
第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額 97,000円 以上133,000円未満	<u>35,900</u> <u>(33,400)</u>	<u>25,000</u> <u>(22,500)</u>	<u>20,800</u> <u>(18,300)</u>
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額 133,000円 以上169,000円未満	<u>41,900</u> <u>(39,400)</u>	<u>27,300</u> <u>(24,800)</u>	<u>22,600</u> <u>(20,100)</u>
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額 169,000円 以上235,000円未満	<u>47,600</u> <u>(45,100)</u>	<u>29,800</u> <u>(27,300)</u>	<u>25,000</u> <u>(22,500)</u>
第10	市町村民税所得割課税世帯 課税額 235,000円 以上301,000円未満	<u>52,000</u> <u>(49,500)</u>	<u>31,900</u> <u>(29,400)</u>	<u>25,800</u> <u>(23,300)</u>
第11	市町村民税所得割課税世帯 課税額 301,000円 以上	<u>58,500</u> <u>(56,000)</u>	<u>33,100</u> <u>(30,600)</u>	<u>26,600</u> <u>(24,100)</u>

3 多子世帯の利用者負担限度額 (単位:円)

区分	利用者負担限度額
<p>特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一の世帯に属する兄弟が1人、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所若しくは児童発達支援を利用している場合（法第19条第1項の第1号の認定を受けた児童については小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学する場合</p>	<p>利用者負担限度額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。</p>
<p>1. 2の利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が77,101円未満であるとき（法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた児童については57,700円）、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が1人いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	<p>利用者負担限度額欄の各認定区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。</p>
<p>特定教育・保育施設若しくは特定地域保育型保育事業所の入所者と同一の世帯に属する兄弟が中学校（義務教育学校の後期課程含む。）の第3学年までに2人以上いる場合</p>	<p>0</p>
<p>利用者負担限度額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、1の表の場合においては77,101円未満、2の表の場合においては57,700円未満であるとき、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生した者が2人以上いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該</p>	<p>0</p>

<p>入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。)</p>	
<p>上記の条件を複数満たす場合</p>	<p>その低額なもの</p>

備考

- (1) 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第4条に規定する保育必要量の認定を受けた区分をいう。
- (2) 利用者負担限度額は、4月2日から翌年4月1日までに生まれた児童を同一年齢児として扱う。
- (3) 利用者負担限度額は、複数の要件を満たすときは、その低額なものとする。
- (4) 4月分から8月分までの利用者負担限度額は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの利用者負担限度額は、当年度市町村民税の額により算定する。
- (5) 2の表の第3階層における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層から第11階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）の額をいう。地方税法第323条に規定する市民税の減免がある場合は、その額を所得割の額又は均等割額からそれぞれ控除して得た額を所得割の額又は均等割額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。
- (6) 1及び2の表の第2階層において次に掲げる世帯は、利用者負担限度額を0円とし、1の表の第3階層、第4階層及び第5階層、2の表の第3階層から第5階層及び第6階層中「所得割額」が77,101円未満で次に掲げる世帯の利用者負担限度額は、第2階層の利用者負担限度額欄の認定区分の額とする。ただし、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一つにする兄弟又は当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を含む）者で当該入所児童より早く出生した者が1人以上いる場合は、当該入所児童の利用者負担限度額は0円とする。
- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

③ 児童の保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮している」と市長が認めた世帯

(7) 保育認定を受けたものに限り、1箇月全日欠席児童の利用者負担限度額については、所定の月額の利用者負担限度額の7割とする。また、1日でも出席した場合は、その月の利用者負担額は減額しない。

(8) 月途中における入退所があった場合の利用者負担限度額は、次に定める算式により算出して得た額とする。

1の表の適用を受ける場合

利用者負担限度額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

2の表の適用を受ける場合

利用者負担限度額（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が25日を超える場合は25日）÷25日

(9) 利用者負担限度額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日	
様	
四日市市長	
支 給 認 定 証	
支 給 認 定 証 番 号	第 号
入 所 する 児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
居 住 地	
支 給 認 定 区 分	
保 育 必 要 量	
保 育 を 必 要 と する 事 由	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市長を被告として（訴訟において四日市市長を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



第2号様式の2を削る。

第3号様式を次のように改める。

年 月 日

様

四日市市長

**支給認定申請却下通知書**

年 月 付けの支給認定申請について、下記の理由により却下しましたので通知します。

申請者氏名：

申請に係る子どもの氏名：

却下理由：

**教示**

この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求した場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)